（削る）		
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
米穀安定供給活動支援対策費補助金		
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

森林整備・林業等振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）		
（略）	（略）	（略）
漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金		
（略）	（略）	（略）
水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金		
（略）	（略）	（略）
障害防止対策事業費補助金		
（略）	（略）	（略）
東日本大震災復興推進事業費補助金		
（略）	（略）	（略）
	二	三
（略）	（略）	（略）
治山施設災害復旧事業費補助	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
六次産業化市場規模拡大対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
森林整備・林業等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）
森林整備・林業等振興整備費補助金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和二年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産について適用し、令和元年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。